

2010 11

(社)埼玉労働基準協会連合会発行  
中央労働災害防止協会埼玉県支部  
(社)全国労働基準関係団体連合会埼玉県支部

# 労働基準ニュース



<本土寺>

## CONTENTS

労働時間の適正化に関する要請書	2	101人以上300人以下の事業主のみなさん 「行動計画」策定はすすんでいますか？	7
労働災害による死亡者が急増	3	監督署の相談窓口から	8
埼玉労働局人事異動	5	安全衛生講演会	10
労働基準監督署内の課名を 分かりやすく変更します	5	労働保険適用促進強化期間	11
埼玉県最低賃金の改正決定について	6	各種講習会・行事	11

(社)埼玉労働基準協会連合会 ホームページ  
<http://www.saikiren.or.jp/>

# 労働時間の適正化に関する要請書

埼玉労働局長

日頃から労働行政に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年においても、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は減少傾向にあるものの依然として高い水準で推移しており、また、脳・心臓疾患に係る労災認定件数は平成21年度においても293件にのぼるなど、過重労働による健康障害も依然多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

これらの問題の解消に向けては、使用者が適正に労働時間を把握した上で、適切な対処を行うことが求められることはもちろん、長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保するといった改正労働基準法等の趣旨も踏まえ、使用者のみならず、労働者や労働組合、産業保健スタッフ等のすべての関係者の理解を得て、職場の実態をよく知る労使が一体となった取組を行うことが望まれます。

そこで、本年度においても長時間労働の抑制等の労働時間の適正化を図るため、11月に「労働時間適正化キャンペーン」を実施し、労使をはじめとする関係者に対して、集中的な周知啓発等を行うこととしています。つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を十分御理解をいただき、下記に御留意の上、貴団体傘下の企業が労働時間の適正化に向けた取組が推進されますよう、一層の御配慮をお願いします。

## 記

1 傘下の企業におかれでは、長時間労働の抑制等の労働時間の適正化のため、次の事項に取り組んでいただくことが重要です。

- ① 時間外労働協定の適正化等による時間外・休日労働の削減
- ② 長時間労働者への医師による面接指導等労働者の健康管理に係る措置の徹底
- ③ 労働時間の適正な把握の徹底

2 貴団体におかれても、傘下の企業で上記1の取組が推進されるよう、先進的な取組例を他の会員企業に紹介する、本キャンペーンの内容等を機関紙や説明会等で周知する等の積極的な取組をお願いいたします。

# 労働災害による死亡者が急増

埼玉労働局労働基準部安全衛生課

埼玉県内では、今年（平成22年）に入って労働災害による死亡者が急増しています。9月14日現在の速報値では、35人（前年同期比+9人）となっています。

特に、製造業におけるはざまれ・巻き込まれ灾害、多様な業種での交通事故、今夏の猛暑による熱中症の増加が目立っています。

このため、埼玉労働局では、このような死亡災害の増加傾向に歯止めをかけるために関係事業者団体に対して次のとおり緊急要請を実施しました。

（略）

（略）

（略）

平成22年9月27日

（略）

（略）

（略）

（略）

（略）

労働災害の防止については、かねてからその徹底を図ってきたところですが、本年においては、9月14日現在の速報値において、死亡者数が35人と前年同期に比べて9名（36.4%）の大幅な増加となっており、誠に遺憾に堪えないと感じています。

本年の死亡災害の内容を見ますと、製造業におけるはざまれ・巻き込まれ灾害、多様な業種での交通事故、今夏の猛暑による熱中症の増加が目立っております。

このため、埼玉労働局では、このような死亡災害の増加傾向に歯止めをかけるべく、関係事業者団体への緊急要請を実施することといたしました。

つきましては、このような状況をご理解いただき、貴団体におかれましては、機関紙への掲載、会員事業場が集合する会議の場の利用、後日送付する別紙のリーフレットの配布などにより、下記の対策を徹底していただきますよう会員事業場に対する周知啓発をお願いいたします。

## 1 各業種に共通する対策

経営トップ自らが先頭に立ち、生産量、業務量の増加等に十分に対応した安全管理体制となっているか、十分な安全衛生活動が行われているかなどを重点に点検するとともに、以下の事項を徹底する。

### （1）墜落・転落による労働災害防止対策の推進

## (2) 機械設備等に係る労働災害防止対策の推進

- (3) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく安全運転の実施
  - (4) リスクアセスメント及びこれに基づく措置の実施
  - (5) 労働者への安全衛生教育の実施

<sup>2</sup> 製造業におけるはさまれ・巻き込まれ災害の防止対策(文部科学省編著、2002年)。

9月14日現在の速報値において、製造業における死亡者数は7人（前年同期は3人）

人)で、前年同期に比べて2.3倍の増加となっている。事故の型別の内訳を見ると、

はさまれ・巻き込まれ災害による死亡者数は3人（前年同期は1人）であり、前年

同期に比べて3倍の大幅な増加となっている。

はされ・巻き込まれ災害を防止する最も基本的な対策は機械設備の本質的安全

化であることから、以下の対策を改めて実施するほか、機械設備の本質的安全化を積極的に進める。

(1) 機械設備によるはざまれ・巻き込まれの危険の有無を再点検する(リストアセスメントの実施)。

(2) はまれ・巻き込まれの危険がある箇所には

① 機械設備と作業者の接触を断つガード（囲い）を設ける

② 危険範囲に労働者が侵入した場合は安全装置が働いて機械設備が停止する

などの保護措置を設ける。

(3) 機械設備の保守点検作業、修理作業、清掃作業、調整作業などを行う場合は、必ず機械設備を停止してから行うとともに、他の者が起動できないように起動スイッチに鍵をかける等の措置を講じる。そして、このことを職場のルールとして労働者に徹底させる。

交通事故対策 第二回 運転の基礎知識と運転技術の向上

9月14日現在の速報値において、交通事故による死亡者数は8人と前年同期に比

べて3人、60.0%の大幅な増加となっている。業種別にみると、建設業1人、交通

運輸業1人、陸上貨物運送業1人、小売業2人、清掃業2人、その他の業種1人と、

多様な業種で発生している。

交通事故を防止するため、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき、

運転業務従事者の睡眠時間の確保に配慮した無理のない適正な運転時間による走行

計画の作成、見直しを行うとともに、点呼等の実施により運転業務従事者の睡眠不足

足等が著しい場合には運転業務に就かせない等睡眠不足や過重運転による交通災害

の防止について重点的に指導する。

## 埼玉労働局人事異動

7月30日付 朝薦の澤重義（中）  
総務部職業功の内閣官房つとむ機関  
総務部長より在職中の吉澤謙治（アシスト  
・坪田一雄（厚生労働省労働基準局  
勤労者生活部企画課  
支店労働金庫業務室長）  
9月30日付 木村（在職）  
退職の澤重義（中）  
久石鳥口次男（所沢労働基準監督署長）

10月1日付

労働基準部監督課

地方労働基準監察監督官（主任）

大谷 誠（安全衛生課地方産業  
安全専門官（主任））労働基準部安全衛生課（監督課）  
地方産業安全専門官（伊藤洋一、鶴間利一）阿部 恒之（監督課労働時間  
設定改善指導官）所沢労働基準監督署（監督課）  
署長（河野義典）

星野 定美（監督課地方労働基準）

木村（監査監督官（主任））

## 労働基準監督署内の課名を分かりやすく変更します ～平成22年10月1日から～

厚生労働省は、10月1日から労働基準監督署内の課名を業務内容に沿った名称に変更します。利用者から問い合わせ先が分かりにくいといったご意見などがあるため、名称変更により、国民サービスの向上に努めます。

現在使用している「第1課」、「第2課」などの名称は、変更後は下の図のようになります。

なお、今回の変更は名称のみで、担当業務、受付窓口等の変更はありません。

### ●熊谷労働基準監督署（3課体制）の場合

（現行）	（変更後）
第1課	監督課 …（監督・庶務業務担当）
第2課	安全衛生課 …（安全衛生業務担当）
第3課	労災課 …（労災業務担当）

### ●行田・秩父労働基準監督署（2課体制）の場合

（現行）	（変更後）
第1課	監督・安衛課 …（監督・安全衛生・庶務業務担当）
第2課	労災課 …（労災業務担当）

# 《埼玉県最低賃金の改正決定について》

## 埼玉県の最低賃金

県内の最低賃金は、平成22年10月16日から、時間額「750円」となりました。

### 1 改正決定について

埼玉労働局長は埼玉地方最低賃金審議会の答申を受け、本年度の埼玉県最低賃金を735円から15円アップの750円（引上げ率2.04%）の引上げと決定しました。

この結果、埼玉県最低賃金と生活保護水準との間に存在する乖離額は全額解消されることになりました。

これは、雇用戦略対話における最低賃金の引き上げに関する合意（平成22年6月3日雇用戦略対話第4回会合）を踏まえ本年8月6日付け中央最低賃金審議会の目安や諸般の事情を総合的に勘案したものであります。

### 2 最低賃金の遵守対策について

埼玉労働局では、改正決定された埼玉県最低賃金が確実に遵守されるよう埼玉県内すべての労使に改正決定された最低賃金額と効力発生日を周知することを目標として次の措置を行います。

- (1) 周知広報用ポスター、リーフレットの作成及び関係機関への配布
- (2) 県、市町村への広報誌掲載依頼
- (3) 埼玉県経営者協会等の経営者団体への通知と会員事業場への広報依頼
- (4) 過去最低賃金違反が認められた事業場への通知
- (5) 有料職業紹介事業所及び労働者派遣事業所への通知

### 3 最低賃金の対象について

#### (1) 適用者の範囲

原則として埼玉県内の事業場で働くすべての労働者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

#### (2) 最低賃金に算入されないもの

ア 皆勤手当、通勤手当及び家族手当  
イ 所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる手当  
ウ 臨時に支払われる手当  
エ 賞与など1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金

### 4 特定（産業別）最低賃金について

埼玉県内では、すべての使用者・労働者に適用される「埼玉県最低賃金」のほかに、非鉄金属製造業など特定の産業に適用される「特定（産業別）最低賃金」が6件設定されています。これらの産業では、埼玉県最低賃金額と特定（産業別）最低賃金額が重複して適用されますが、金額の高い「特定（産業別）最低賃金額」以上の賃金を支払う必要があります。

なお、特定（産業別）最低賃金についても、現在埼玉地方最低賃金審議会において改正審議が進められているところです。

※問合せ／埼玉労働局賃金室

TEL：048-600-6205

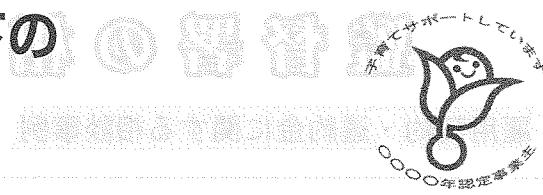
FAX：048-600-6225

<http://www.saitama-roudou.go.jp/info/chingin.html>

# 101人以上300人以下の 事業主のみなさん、

次世代育成支援対策推進法に基づく

## 「行動計画」策定はすすんでいますか？



「次世代育成支援対策推進法」では、企業は従業員の仕事と家庭の両立を図るための雇用環境や、子育てをしていない従業員も含めた働き方の見直しに関する取組を行うための「一般事業主行動計画」を策定することとされています。

「行動計画」の策定は、現在301人以上規模企業が義務となっていますが、平成23年4月1日からは義務づけ範囲が拡大され101人以上規模企業となります。

そこで、今般、下記のとおり研修会を開催します。対象規模企業の皆様はもとより、100人以下規模企業の皆様も、ぜひご参加ください。

### 次世代育成支援 行動計画策定実務研修会

＜日 時＞ 平成22年11月2日（火）13:30～15:30

＜会 場＞ 埼玉労働局雇用保険説明会場

ランド・アクシス・タワー14階

さいたま市中央区新都心11-2

＜募 集＞ 150名（先着順）

＜申込み＞ 埼玉労働局雇用均等室へFAX（別途様式有）

（お申込みは【TEL:048-600-6210】へご連絡ください）

＜内 容＞ (1) 次世代法と行動計画策定方法について

(2) 県内企業の具体的策定事例について

(3) 認定制度と県内企業の動向について

※研修会後・個別相談に応じます

なお、「一般事業主行動計画」の策定・届出は1,000社を超える（平成22年9月末現在）となりました。

301人以上規模企業の届出 362社

300人以下規模企業の届出 681社

上記研修会の参加申込は、埼玉労働局雇用均等室へ（TEL:048-600-6210）

行動計画策定について皆様の身近な相談役として埼玉県雇用対策協議会

（TEL:048-647-4185）も策定支援をしておりますので、お問い合わせ

ください。

# 監督署の相談窓口から

## 雇用契約・違約金に関する相談事例

ハローワークの求人票を見て応募しましたが、求人票では、正社員、月給15万円以上と記載されていました。面接時、会社からは仕事の内容について簡単に説明を受け、賃金などは求人票のとおりですと言わされました。ただ、急に辞める人が多いので、辞める時は最低2週間前に言ってもらわないと困る。事前に言わなければ最後の給料は支払わないし、求人費用として3万円を支払ってもらうといわれました。私は従業員が急に辞めたら困るだろうと思って、「分かりました。」と返事をし、働くことにしました。

1カ月が経ち、給料が支払われたので内容を見たところ、給料は月給13万円しか支払われていませんでしたので、会社に「条件が違う」と苦情を言い、差額を支払ってくれと頼んだところ、会社は「仕事もろくにできなかつたのだから。」と言って取り合ってくれません。どうしたらいいでしょうか。

また、こんな会社にいたくないのですぐにでも辞めたいと言ったところ、求人費用の3万円を支払えと言われ、更に最後の給料は出さないと言わされました。

合意したから仕方がないのでしょうか。

### 労働基準法第13条

労働基準法で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約はその部分は無効です。

無効になった部分は、労働基準法で定める基準によります。

### 労働基準法第15条（労働基準法施行規則第5条）

- 1 労働者を雇用した際、労働条件について、労働契約の期間、就業の場所、従事する業務、賃金、労働時間などの事項が明らかとなる書面を労働者に交付する方法により明示しなければなりません。
- 2 明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は即時に労働契約を解除することができます。本件の場合、即時に労働契約を解除することが可能です。

### 労働基準法第16条

労働契約不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはいけません。また、労働者本人だけでなく親権者や身元保証人との間でも禁止されています。

ですから、「急に辞めた場合3万円を支払う」という契約はしてはいけないです。

### 労働基準法第24条

賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならなりません。一部控除が認められるのは、所得税や社会保険料などの法令に定めがある場合と、一定の要件を満たした労使の自主的な協定がある場合のみです。月給の全額である15万円を支払う（所得税等の控除は可能）のが当然です。

### 労働基準法第91条

就業規則で、労働者に対して減給の制裁を定める場合においては、その減給は、1回の事案に対する額が平均賃金の1日分の半額を超えてはならず、かつ、1賃金支払期間に発

生した数事案に対する減額の総額は、その期間中に支払われた賃金の総額の10分の1を超えてはいけません。減給の制裁を定めても限度があるのです。

### 労働基準法第121条

労働基準法に違反した者のほかに、法人も罰せられます。

### 賃金控除についての相談事例

私は、運送会社でトラック運転手として働いていました。賃金は月給25万円でした。

以前、私は仕事中に自損事故を起こし、トラックを壊してしまいました。

私が壊したトラックの修理代に100万円程かかったようでしたが、私の一方的な不注意による事故でしたので、社長と話し合い、修理代100万円の内20万円を私が負担することになりました。

ですが、20万円を一括で支払う余裕はなかったので、毎月の給料から2万円ずつ控除して、10回で支払うことになりました。

給料から2回控除したところで、私は家庭の都合でこの会社を退職しなければいけなくなりました。社長にそのことを話したところ、「残りの修理代を返し終わるまでは、退職は認めない。どうしても退職するというなら、最後の給料から一括して控除する。」と言われました。

そうは言われましたが、結局私は賃金締切日まで働いたところで退職しました。

退職後、給料が振り込まれましたが、振り込まれたのは9万円だけでした。

会社は事故の修理代の残り16万円を一括して控除したのだと思います。

こんなことが許されるのでしょうか。

### 労働基準法第24条

賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。（一部控除が認められるのは、所得税や社会保険料などの法令に定めがある場合と一定の要件を満たした労使の自主的な協定がある場合。）

### 昭和47.1.27東京地裁判決

「賃金債権と使用者が労働者に対して有する債権とを、労使間の合意によって相殺することはそれが労働者の完全な自由意志によるものである限り、全額払いの原則によって禁止されるものではない。」

### 労務管理のポイント

- ① 修理代と賃金を相殺することは、労働者の同意が無い限りできない。
- ② 賃金の一部を控除するには、労使による協定が必要である。

労務マネジメント

労務法務部

労務基準法

労務マニュアル

労務請求書

労務担当者

# 安全衛生講演会

(社) 日本労働安全コンサルタント会 埼玉支部 研修会開催  
第82回埼玉支部研修会を下記の内容で開催します。

## <研修テーマ>

「防じんマスクの正しい選び方と使い方」

講師： 医学博士 木村 菊二 先生

元（財）労働科学研究所副所長

実技補助 重松製作所様

興研株式会社様

## <開催年月日>

平成22年12月4日（土）午後1時～午後5時

## <開催場所>

浦和コミュニティセンター（10階14会議室）

浦和駅東口駅前徒歩1分

さいたま市浦和区東高砂町11番1号

コムナーレ10F

電話 048-887-6565

## <申し込み締め切り>

平成22年11月21日（日）

資料作成の都合がありますので、期日後のお申し込みはご遠慮願います。

なお、当日は、資料代としまして、2,000円を頂きます。多くの方々のご参加をお待ちしております。

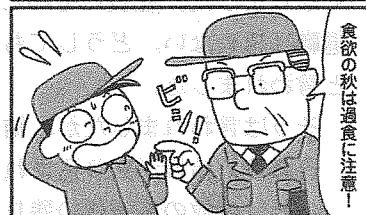
尚、資料代は、金銭の授受を確実にするため、下記口座へ、  
平成22年11月21日迄にお振込みください。

振込口座

埼玉りそな銀行大宮支店

口座番号：5746507

名義人：石田 亨



併せて、お申し込み連絡を、お手数ですが、下記の枠内の内容で埼玉支部

研修担当 akagi@kph.biglobe.ne.jp までお願い致します。

申し込み先 [コンサルタント会埼玉支部研修担当宛 メールアドレス akagi@kph.biglobe.ne.jp]

御事業所名 .....

御電話番号 .....

FAX番号 .....

御担当者名 .....

御出席者名 .....

メールアドレス .....

# 労働保険適用促進強化期間

11月1日から11月30日までを労働保険の適用促進強化期間と定め広報活動を全国的に展開しています。

労働保険は、「労災保険」と「雇用保険」の総称で、政府が管掌している保険制度です。

労働保険は、労働者が業務上の事由や通勤途上に負傷などした場合、失業などした場合などに必要な保険給付等を行っています。

労働保険は、原則として労働者を一人でも雇用する事業主は、加入手続を行う必要があります。

未加入の事業主の方は、ぜひ加入の手続をお願いいたします。

未手続中の労災事故は費用徴収されます。

自主的な加入手続をとらない事業主については、職権による強制的な加入手続を行います。

詳しくは、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所もしくは、埼玉労働局労働保険徴収課（電話048-600-6203）へおたずねください。

## ☆各種講習会・行事についてのお申込み、問い合わせは各主催者へ

協会名	連合会	浦 和	川 口	大 宮	熊 谷
電 話	048(822)3466	048(832)1161	048(258)3756	048(641)0003	048(525)1746
F A X	048(832)0351	048(832)1162	048(253)7620	048(641)0004	048(525)6506
協会名	川 越	春 日 部	所 沢	行 田	秩 父
電 話	049(244)9422	048(736)8743	04(2922)8382	048(553)5300	0494(22)3020
F A X	049(242)0613	048(736)8791	04(2922)1727	048(553)5311	0494(22)3242

## ◆ 各種講習会・行事 ◆

講 習 の 種 類	開 催 月/日	開 催 場 所	主・共催者
技 能 講 習 等	11/4・5	川口総合文化センター	連合会・川 口
	11/16・17	春日部市商工振興センター	連合会・春日部
	12/2・3	N Vビル(北浦和)	連合会
	1/11・12	N Vビル(北浦和)	連合会・浦 和
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	11/16・17・18	N Vビル(北浦和)	連合会
	1/17・18・19	N Vビル(北浦和)	連合会
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	11/25・26	深谷市産業会館	連合会・熊 谷
	12/20・21	N Vビル(北浦和)	連合会
	3/7・8	川口総合文化センター	連合会・川 口
プレス機械作業主任者	12/1・2	春日部市商工振興センター	春日部
	12/8・9	深谷市産業会館	連合会・熊 谷
	2/23・24	川口機械工業(協)	川 口
フォークリフト運転業務	11/5・6・13・14	さくらめいと他	熊 谷
	11/9・10・11・13	埼玉県トラック協会東部会館	春日部
	11/17・20・21・27	川口機械工業(協)日本地工(株)	川 口
	1/15・16・22・23	アイチ研修センター	大 宮
	3/16・19・20・21	川口機械工業(協)日本地工(株)	川 口
玉掛け技能講習	11/5・6・7	(株)大林組東京機械工場	川 越

平成二十二年十一月一日発行  
隔月一回発行第二〇七号

「労働基準ニュース」

編集兼発行者  
薩 島 明

発行所  
(社)埼玉労働基準協会連合会 (さいたま市浦和区北浦和五の三の二〇)  
印刷所  
布施印刷所  
(電話)〇四八一八二三一三四六六

講習の種類	開催月/日	開催場所	主・共催者
技能講習等	11/6・7・14 2/18・19・20	(株)椿本チエイン さくらめいと他	連合会・所沢 熊谷
	11/25・26 1/13・14	NVビル(北浦和) 川口総合文化センター	連合会・浦和 連合会・川口
	1/25 2/22	さいたま市産業振興会館 春日都市商工振興センター	連合会・大宮 連合会・春日部
	1/27・28	埼玉県農業共済会館	連合会
	12/2 1/27	川口機械工業(協) 行田市商工センター	川口 行田
特別教育	12/16 1/27 2/3	行田市商工センター 春日都市商工振興センター さくらめいと	行田 春日部 熊谷
	11/16	さいたま市産業振興会館	大宮
	12/9 12/15・16 2/24・25	狭山市立勤労福祉センター NVビル(北浦和) さくらめいと	所沢 連合会 熊谷
	1/13・14	NVビル(北浦和)	連合会
	11/11・12 2/18	NVビル(北浦和) 川越地区労働基準協会	連合会 川越
その他 の 教 育 ・ 講 習	12/7・8 12/15・16 12/16・17 1/26・27 2/8・9	皆野町文化会館 さくらめいと 狭山市立勤労福祉センター 川口機械工業(協) 春日都市商工振興センター	秩父 熊谷 所沢 川口 春日部
	11/24	行田市商工センター	行田
	11/29	NVビル(北浦和)	連合会
	12/7 1/18	行田市商工センター	行田
	1/21 1/21 1/28 2/4 2/上旬 2/3 2/18 2/23 2/上旬 2/上旬	さくらめいと 春日都市商工振興センター 入間市産業文化センター ワークヒルズ羽生 さいたま市産業振興会館 鴻巣市文化センター 川口労働基準監督署会議室 埼玉医科大学川越クリニック会議室 浦和会場(予定) 新座会場(予定)	熊谷 春日部 所沢 行田 大宮 大宮 川口 川越 浦和 浦和
行事等	埼玉産業安全衛生大会 浦和地区安全衛生大会 秩父地区安全衛生大会 大宮地区安全衛生大会 優良事業場見学研修	埼玉会館 プリムローズ有明 皆野町文化会館 大宮ラフォーレ清水園 三菱マテリアル(株)新潟工場	連合会 浦和 秩父 大宮 大宮
	11/12・13 11/25 11/25・26	ANA機体整備工場ほか パナソニック電工(株)新潟工場	春日部 浦和
	11/11 11/12 11/18 11/19	市民プラザかざ リリア銀座アスター川口賓館 ラ・ボア・ラクテ マロウドイン熊谷	行田 川口 川越 熊谷
	11/19 11/22 11/22 11/25	春日都市商工振興センター ホテルブリランテ武蔵野 プリムローズ有明 ヘリティージ・リゾーツ飯能	春日部 連合会 浦和 所沢
	11/6 1/21 1/27 2/4	飯能市民球場 春日都市商工振興センター 大宮ラフォーレ清水園 プリムローズ有明	所沢 春日部 大宮 浦和